犯罪被害者等支援について

十和田市犯罪被害者等支援条例を制定しました。

誰もが犯罪被害者等になる可能性がある状況の中、地域の中で連携・協力して支援し、安心して暮らすことのできる社会を目指すことを目的としています。(令和6年4月1日施行)

※犯罪被害者等:犯罪等により害を被った方、その家族や遺族

基本理念

- ・犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- ・犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮されること。
- ・犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- ・市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われること。

支援内容

犯罪被害者等からの相談に応じ、支援に関する情報を提供するととも に、市の関係課や関係機関と調整・対応を行います。

支援窓口▶ まちづくり支援課セーフコミュニティ係 本館 | 階 | 12番窓口 TEL5 | -6777

【経済的支援】 ※条件等詳しい内容は裏面をご覧ください。

遺族見舞金	重傷病見舞金	転居費支援金
金額 30万円	金額 10万円	金額 上限20万円
犯罪行為により亡く なった方の遺族の支援	犯罪行為により重傷病 (療養期間1か月以上) を負った方の支援	犯罪行為により現在の住居 に住むことが難しくなった 場合の転居費用の支援

※いずれも令和6年4月1日以降に発生した犯罪の被害者等が対象です。

まずは、ご相談ください

十和田市まちづくり支援課 セーフコミュニティ係 TELO 1 76-5 1-6777

●見舞金・転居費支援金について

	遺族見舞金	重傷病見舞金	転居費支援金	
対象となる 犯罪行為	①日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(交通事故等の過失は含まない) ②令和6年4月1日以降に発生したもの			
対象者対象要件	犯罪により亡 くなられた被害 者の遺族(十和 田市に住んでい る方)	犯罪により害を 被った時から十の 市に住み、医師の期間 が1か月以上を要が が1か月以上を要 病を負った方	①犯罪により害を被ったり害市により事所により事所により事所により事所になり。 の犯罪を持足のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	
金額対象経費	30万円	10万円	活に支障がある方 いずれか少ない額 ①対象経費の合計額 ②20万円 ※1つの犯罪につき1回 の転居に限る	
支給対象外	①他の地方公共団体から同種の支給を受けている場合 ②支給対象者と加害者との間に親族関係があった場合 ③支給対象者が犯罪行為を誘発した場合 ④支給対象者が暴力団、暴力団員並びにこれらのものと密接な関係 を有する者である場合			
申請期限	犯罪行為が発生した日から1年を経 過するまで ただし、重傷病見舞金の支給を受け た犯罪被害者が死亡した場合は、死亡 した日から1年を経過するまで		犯罪行為が発生した日 から1年を経過するまで	